

四半期報告書

(第7期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

雪印メグミルク株式会社

(E23202)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	10
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	14
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
【会社名】	雪印メグミルク株式会社
【英訳名】	MEGMILK SNOW BRAND Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 啓治
【本店の所在の場所】	北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区本塩町13番地
【電話番号】	東京3226局2114番
【事務連絡者氏名】	財務部会計グループ課長 玉本 裕一
【縦覧に供する場所】	雪印メグミルク株式会社東京本社 （東京都新宿区本塩町13番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計期間	第7期 第1四半期連結 累計期間	第6期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (百万円)	136,047	143,494	549,816
経常利益 (百万円)	2,897	3,686	10,444
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,030	2,471	3,931
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,317	2,669	7,827
純資産額 (百万円)	115,704	122,839	122,209
総資産額 (百万円)	339,103	351,760	345,597
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	15.20	36.43	57.95
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.5	34.3	34.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△45	4,496	11,241
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,035	△4,341	△27,617
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,723	1,038	14,854
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	9,224	10,359	9,188

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、第6期有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

個人消費は持ち直しの兆しがみられ、食品業界においても、昨年来の円安による原材料価格の高騰に伴い、消費税増税後も値上げが相次ぐなど物価が上昇する中でも、消費支出は堅調に推移しています。

このような経営環境下、当期においては、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」に基づき、需要の拡大と競争力の強化に取り組み、チーズやヨーグルトなどの主力商品の拡売、生産性の向上によるローコストオペレーションの実現、原材料価格上昇を踏まえたコストアップへの適切な対応による収益向上に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は143,494百万円（前年同期比105.5%）、営業利益は3,731百万円（前年同期比141.4%）、経常利益は3,686百万円（前年同期比127.2%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,471百万円（前年同期比239.7%）となりました。

セグメントごとの当第1四半期連結累計期間の業績は次のとおりです。なお、セグメントごとの売上高および営業利益につきましては、外部顧客に対する金額を記載しております。

① 乳製品事業

当事業には、乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂（マーガリン等）、育児品（乳幼児用粉乳等）等の製造・販売が含まれております。

売上高は53,790百万円（前年同期比109.3%）、営業利益は2,346百万円（前年同期比125.0%）となりました。

売上高は、プロセスチーズが好調に推移したこと、バターの販売価格を見直したこと、油脂にバター代替需要があったことなどから、当事業全体では増収となりました。

営業利益は、前年からの円安を含めた原材料価格上昇の影響があったものの、販売価格の見直しなどの収益改善策により増益となりました。

② 飲料・デザート類事業

当事業には、飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザートの製造・販売が含まれております。

売上高は68,010百万円（前年同期比103.0%）、営業利益は295百万円（前年同期は営業損失54百万円）となりました。

売上高は、飲料は販売物量が減少しましたが、ヨーグルトは恵ブランドの強化へ重点的に取り組んだこと、デザートはリニューアル品が牽引したことなどから、当事業全体では増収となりました。

営業利益は、原材料価格上昇の影響があったものの、ヨーグルトの売上が伸長したことや販売価格の見直しなどの収益改善策が寄与し、大幅な増益となり黒字化しました。

③ 飼料・種苗事業

当事業には、牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子の製造・販売が含まれております。

売上高は12,776百万円（前年同期比101.3%）、営業利益は644百万円（前年同期比106.1%）となりました。

当期は、前年同期の消費税増税に伴う売上減少から回復したことや、販売価格の見直しの効果により増収増益となりました。

④ その他事業

当事業には、不動産賃貸、共同配送センター事業等が含まれております。売上高は8,917百万円（前年同期比109.0%）、営業利益は413百万円（前年同期比286.8%）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して6,163百万円の増加となりました。

これは主に、現金及び預金や受取手形及び売掛金が増加したことなどによります。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末と比較して5,533百万円の増加となりました。

これは主に、長期借入金が減少した一方で、支払手形及び買掛金や短期借入金が増加したことなどによります。

(純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比較して629百万円の増加となりました。

これは主に、利益剰余金やその他有価証券評価差額金が増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、10,359百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの原因は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前第1四半期 連結累計期間 (26.4.1～26.6.30)	当第1四半期 連結累計期間 (27.4.1～27.6.30)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	△45	4,496	4,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,035	△4,341	2,693
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,723	1,038	△4,685
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△22	△28
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,351	1,170	2,522
現金及び現金同等物の期首残高	10,570	9,188	△1,382
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	4	—	△4
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,224	10,359	1,134

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,496百万円の収入(前年同期は45百万円の支出)となりました。前年同期との比較では、主に税金等調整前四半期純利益の増加、仕入債務の増減額の増加や法人税等の支払額の減少などにより、4,541百万円の収入増となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,341百万円の支出(前年同期は7,035百万円の支出)となりました。前年同期との比較では、主に有形及び無形固定資産の取得による支出が減少したことなどにより、2,693百万円の支出減となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,038百万円の収入(前年同期は5,723百万円の収入)となりました。前年同期との比較では、主に長期借入金の返済による支出が減少した一方で、短期借入金の純増減額が減少したことなどにより、4,685百万円の収入減となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題において重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 買収防衛策導入の基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に当社株式を上場している以上、当社株式は自由に売買が行なわれることを前提にすべきであり、当社取締役会の同意がない大量買付行為がなされた場合でも、その是非を最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。したがって、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様へ情報を提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることが重要であると考えております。これらの考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるようにするため、以下のとおり、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めることとしております。当社取締役会は、大量買付者に対して当該大量買付ルールの遵守を求め、このルールに則って十分な情報が提供された場合は、その内容を評価・検討し、当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様へ適切な時期に開示することといたします。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する可能性があります。ただし、当社取締役の保身を排除するために、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合に対抗措置を発動することができる要件を限定し、「独立委員会」の勧告を得て、対抗措置を発動するものといたします。

② 大量買付ルールの概要

1) 大量買付ルールの基本と大量買付行為の定義

本買収防衛策の大量買付ルールの基本は、次のとおりです。

(ア) 事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報の提供がなされること

(イ) 当社取締役会による当該提供情報に関する一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始すること
また、「大量買付行為」とは、次の買付行為をいい、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。

(ア) 特定株主グループの株式等保有割合を20%以上とすることを目的とする株式等の買付け

(イ) 特定株主グループの株式等保有割合が20%以上となる株式等の公開買付け

2) 大量買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行なおうとする場合には、事前に当社取締役会宛に、大量買付ルールに従う旨の「大量買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただくことといたします。意向表明書には「大量買付者の名称および住所」「設立準拠法」「代表者の氏名」「国内連絡先」「提案する大量買付けの概要」「大量買付者およびその共同保有者が保有する当社株式等の数」「大量買付ルールを遵守する旨の誓約」を記載していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについてすみやかに情報開示を行ないます。

3) 大量買付情報の提供

大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会の評価・検討のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書を受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき大量買付情報のリストを、回答期限を定めて交付します。

なお、当社取締役会は、当初提出していただいた情報をすみやかに独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、当該情報の内容を確認し、大量買付情報として不十分であると判断した場合には、その都度回答期限を定めて、十分な大量買付情報がそろそろまで追加的に情報の提供を求めるよう、当社取締役会に勧告するものとします。

独立委員会は、必要な情報がそろったと判断した時点で、大量買付情報の提出が完了した旨を当該大量買付者に書面で通知することおよびその旨の情報開示を行なうよう当社取締役会に勧告するものとします。また、当該大量買付情報が株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示するよう当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に沿って、大量買付情報の提出が完了した旨、および当該大量買付情報の全部または一部の情報開示を行ないます。

4) 当社が要請する情報内容

大量買付者に提供していただく大量買付情報の主な項目は次のとおりです。

(ア) 大量買付者およびそのグループの詳細

共同保有者および特別関係者（ファンドの場合は組合員その他の構成者を含む。）の具体的名称、資本構成または主要出資者、経歴・沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同様の企業・事業経験、同種事業の場合のセグメント情報、大量買付経験と対象企業のその後の状況等

(イ) 大量買付行為の目的、方法および内容

目的、買付時期、買付方法、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性等

(ウ) 買付対価の算定根拠

算定の数値、算定の前提となる事実、算定方法、算定担当者または企業、大量買付けにより生じることが予想される影響額およびその算定根拠、そのうち他の株主に対して分配される影響額と算定根拠等

(エ) 買付資金の裏付け

資金調達方法、資金提供者の有無および具体的名称（実質的提供者を含む。）、資金調達に係る取引

(オ) 大量買付行為完了後の当社経営方針および事業計画

意図する当社と当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、これら事業計画の実現可能性と予想されるリスク

(カ) 大量買付行為完了後の取引拡大等により得られる大量買付者と当社の相乗効果

(キ) 当社の利害関係者（当社従業員、取引先、顧客、地域社会等）に関する対応方針および影響

(ク) 当社の他の株主様との利益相反を回避するための具体的方策

(ケ) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

5) 評価期間

当社取締役会は、大量買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等を行なうための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該大量買付行為の内容に応じて次の（ア）または（イ）による期間を設定します。大量買付行為は、次の評価期間が経過した後のみ実施されるものとします。

（ア）60日：現金を対価とする公開買付けによる当社全株式等の買付けの場合

（イ）90日：その他の大量買付けの場合

上記期間には、独立委員会が当該大量買付行為に関する検討に要する期間および当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かを勧告するまでに要する期間を含みます。

ただし、独立委員会は、当社取締役会が、大量買付行為の内容の検討、大量買付者との交渉、代替案の作成等を行なうために必要な範囲内で評価期間を延長することを当社取締役会に勧告できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長することを決議した場合には、評価期間を延長する理由、延長期間、その他公表すべき事項について、当該延長の取締役会決議後すみやかに大量買付者への通知および情報開示を行なうものとします。

6) 取締役会による意見・代替案の提示

当社取締役会は、評価期間内において、独立委員会と連携を取りながら、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点で、大量買付者から提供された大量買付情報の評価・検討を行ないます。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行ない、大量買付けに関する提案内容の改善を大量買付者に要求し、あるいは株主の皆様に対して代替案を提示することがあります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,017百万円です。

（セグメントごとの内訳は、乳製品事業464百万円、飲料・デザート類事業344百万円、飼料・種苗事業207百万円です。）

なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	280,000,000
計	280,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成27年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年8月7日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	70,751,855	70,751,855	東京証券取引所 （市場第1部） 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	70,751,855	70,751,855	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	70,751,855	—	20,000	—	5,000

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,908,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 67,300,900	673,009	—
単元未満株式	普通株式 542,155	—	—
発行済株式総数	70,751,855	—	—
総株主の議決権	—	673,009	—

（注）1. 単元未満株式には当社所有の自己株式70株が含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式（その他）」欄に1,100株、「単元未満株式」欄に80株、それぞれ含まれております。また、「議決権の数」欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

②【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
雪印メグミルク株式会社	札幌市東区苗穂町6丁目1番1号	2,908,800	—	2,908,800	4.11
計	—	2,908,800	—	2,908,800	4.11

（注）当第1四半期会計期間末（平成27年6月30日）の自己保有株式は、2,909,811株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.11%）となっております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,818	11,004
受取手形及び売掛金	※ 64,926	※ 69,534
商品及び製品	33,479	34,658
仕掛品	758	1,001
原材料及び貯蔵品	14,712	13,360
繰延税金資産	3,505	3,527
その他	5,683	5,683
貸倒引当金	△529	△541
流動資産合計	132,354	138,229
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	46,474	46,808
機械装置及び運搬具（純額）	58,498	58,283
土地	58,382	58,283
その他（純額）	10,155	10,419
有形固定資産合計	173,510	173,795
無形固定資産	6,503	6,376
投資その他の資産		
投資有価証券	24,782	24,757
繰延税金資産	4,158	3,983
その他	6,025	6,349
貸倒引当金	△1,737	△1,731
投資その他の資産合計	33,228	33,359
固定資産合計	213,242	213,530
資産合計	345,597	351,760

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	57,145	60,005
短期借入金	39,947	45,102
未払法人税等	768	1,315
賞与引当金	3,390	2,736
その他	27,068	26,210
流動負債合計	128,320	135,369
固定負債		
長期借入金	68,780	66,698
繰延税金負債	967	969
再評価に係る繰延税金負債	6,207	6,207
役員退職慰労引当金	311	232
ギフト券引換引当金	227	224
退職給付に係る負債	8,490	8,435
資産除去債務	425	394
その他	9,657	10,389
固定負債合計	95,067	93,551
負債合計	223,388	228,921
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	17,580	17,580
利益剰余金	69,194	69,630
自己株式	△4,541	△4,542
株主資本合計	102,233	102,668
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,590	4,817
繰延ヘッジ損益	△79	△75
土地再評価差額金	12,904	12,904
為替換算調整勘定	567	450
退職給付に係る調整累計額	△290	△234
その他の包括利益累計額合計	17,693	17,862
非支配株主持分	2,282	2,308
純資産合計	122,209	122,839
負債純資産合計	345,597	351,760

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	136,047	143,494
売上原価	104,610	109,423
売上総利益	31,436	34,071
販売費及び一般管理費	28,797	30,339
営業利益	2,639	3,731
営業外収益		
受取利息	13	23
受取配当金	186	136
持分法による投資利益	-	15
為替差益	465	-
その他	220	229
営業外収益合計	886	404
営業外費用		
支払利息	229	232
持分法による投資損失	73	-
その他	325	216
営業外費用合計	627	449
経常利益	2,897	3,686
特別利益		
固定資産売却益	24	44
投資有価証券売却益	-	216
その他	4	13
特別利益合計	29	274
特別損失		
固定資産売却損	0	13
固定資産除却損	184	202
減損損失	49	18
工場再編損失	432	-
その他	97	32
特別損失合計	764	267
税金等調整前四半期純利益	2,162	3,693
法人税等	1,138	1,195
四半期純利益	1,024	2,497
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△6	26
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,030	2,471

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	1,024	2,497
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	206	229
繰延ヘッジ損益	△56	3
為替換算調整勘定	27	△117
退職給付に係る調整額	116	56
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△1
その他の包括利益合計	293	171
四半期包括利益	1,317	2,669
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,321	2,640
非支配株主に係る四半期包括利益	△3	28

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,162	3,693
減価償却費	3,491	3,399
減損損失	49	18
持分法による投資損益 (△は益)	73	△15
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	88	5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,445	△654
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	138	△54
ギフト券引換引当金の増減額 (△は減少)	△4	△3
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△56	△78
固定資産除売却損益 (△は益)	160	172
受取利息及び受取配当金	△200	△160
支払利息	229	232
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,090	△4,607
たな卸資産の増減額 (△は増加)	574	△70
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,763	2,457
その他	△252	756
小計	2,682	5,090
利息及び配当金の受取額	293	246
利息の支払額	△242	△230
法人税等の支払額	△2,778	△609
営業活動によるキャッシュ・フロー	△45	4,496
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△19	△19
定期預金の払戻による収入	99	-
貸付けによる支出	△117	△133
貸付金の回収による収入	55	133
有形及び無形固定資産の取得による支出	△7,890	△5,070
有形及び無形固定資産の売却による収入	890	298
投資有価証券の取得による支出	△5	△130
投資有価証券の売却による収入	-	594
その他	△47	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,035	△4,341
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,007	5,572
長期借入金の返済による支出	△3,193	△2,499
自己株式の取得による支出	△0	△1
配当金の支払額	△1,827	△1,884
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
その他	△260	△145
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,723	1,038
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△22
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,351	1,170
現金及び現金同等物の期首残高	10,570	9,188
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	4	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 9,224	※ 10,359

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社および国内連結子会社では、建物以外の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間から、定額法に変更しております。

当社は、平成27年3月期において新規基幹工場である阿見工場および海老名工場が全面的に稼働開始し、それに伴う工場の統廃合によって、生産体制の最適化を達成しております。これを契機として、生産設備の稼働状況を確認したところ、今後、生産設備は、耐用年数にわたり安定的に稼働することが見込まれていることから、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法として定額法を採用することが、合理的な費用配分を可能にすると判断したことにより、減価償却方法の変更を行ったものであります。

これにより、従来の方と比べて、当第1四半期連結累計期間の減価償却費が380百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益が380百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	16百万円	15百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	9,865百万円	11,004百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△641	△645
現金及び現金同等物	9,224	10,359

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,035	30.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,035	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	乳製品	飲料・ デザート類	飼料・種苗	計				
売上高								
外部顧客への売上高	49,227	66,023	12,613	127,865	8,182	136,047	—	136,047
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,522	6	251	3,781	3,066	6,848	△6,848	—
計	52,750	66,030	12,865	131,646	11,248	142,895	△6,848	136,047
セグメント利益 又は損失(△)	1,877	△54	607	2,430	144	2,575	64	2,639

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業及び共同配送センター事業等が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額 64百万円は、セグメント間の取引消去金額であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	乳製品	飲料・ デザート類	飼料・種苗	計				
売上高								
外部顧客への売上高	53,790	68,010	12,776	134,577	8,917	143,494	—	143,494
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,499	9	252	3,761	2,961	6,723	△6,723	—
計	57,290	68,020	13,029	138,339	11,878	150,218	△6,723	143,494
セグメント利益	2,346	295	644	3,286	413	3,699	31	3,731

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業及び共同配送センター事業等が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 31百万円は、セグメント間の取引消去金額であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	15円20銭	36円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,030	2,471
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,030	2,471
普通株式の期中平均株式数 (株)	67,847,234	67,842,461

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成27年8月7日

雪印メグミルク株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江口 潤 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 俊夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている雪印メグミルク株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、雪印メグミルク株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、会社及び国内連結子会社は建物以外については主として定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。